

平成29年度第2回
原子力防災に関する連絡会議

会 議 録

日 時：平成29年12月26日（火）午後1時30分開会
場 所：札幌国際ビル 8階 国際ホール

1. 開 会

【事務局（古田主幹）】 定刻になりましたので、ただいまから平成29年度第2回原子力防災に関する連絡会議を開催いたします。

本日は、お忙しいところ、また、天気の良い中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます北海道危機対策局原子力安全対策課の古田です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、開会に当たりまして、北海道危機対策局原子力安全対策課長の前川より、一言、ご挨拶を申し上げます。

【前川課長】 北海道原子力安全対策課の前川です。よろしくお願いいたします。

原子力防災に関する連絡会議の開会に当たりまして、一言、ご挨拶させていただきます。

皆様におかれましては、悪天候の中、年末のお忙しいところをご出席いただき、また、日ごろから原子力防災対策の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

また、本日は、内閣府の林田参事官補佐、藪本専門官、泊原子力規制事務所の前田原子力防災専門官にもご出席をいただいております。ありがとうございます。

本連絡会議は、原子力安全対策を進めていく上で、後志管内と避難先となります自治体などとの間における協力連携が不可欠であるとの観点から、これら関係自治体が一堂に会し、情報共有を図る目的で開催しているものでございまして、今回が11回目となります。

この間、皆様方のご理解とご協力のもと、原子力防災対策の充実に取り組んできたところでございます。泊地域の原子力防災対策に関しましては、昨年実施した国との合同訓練の結果を踏まえ、昨年9月に作成した泊地域の緊急時対応が今年21日に改定されたところでございます。来年2月に予定している今年度の原子力防災訓練では、この改正も踏まえて取り組んでいく予定としております。

皆様もご承知のとおり、防災対策に終わりはないというのが我々防災関係者の共通認識でありまして、これからも訓練などを通じて皆様方と連携協力して改善に努めていかなければならないと考えておりますので、今後とも皆様のご協力をお願いしたいと思います。

さて、本日の会議では、緊急時対応の改定内容や今年度の原子力防災訓練などについてご説明させていただくほか、共和町、泊規制事務所からも情報提供をいただくこととしております。その後、北海道電力から泊発電所に関する取り組み状況などについてご説明をいただく予定でございます。

この会議は、皆様方との情報共有を図るための場でございますので、皆様からご意見、ご要望などを幅広くお聞かせいただきたいと思いますと考えております。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（古田主幹）】 議事に入らせていただく前に、お手元の資料の確認をしたいと思います。

次項にもありますとおり、本日は、内閣府と北海道、共和町と泊原子力規制事務所から、

それぞれ資料を出していただいております。

まずは、お手元の資料1-1が泊地域の緊急時対応の改定のポイントという1枚物、資料1-2が概要版、資料1-3が泊地域の緊急時対応の全体版で、大冊になりますけれども、これがまず議題(1)関係です。

資料1-4が万一のUPZ外の住民の避難に備えた安定ヨウ素剤の関係資料になっておりますので、これも後ほど内閣府から説明をしていただこうと思っています。

続きまして、資料2-1が北海道原子力防災訓練について、資料2-2は訓練のリーフレットとなっております。

資料3が共和町の資料でして、泊発電所に関わる避難先自治体との連携会議の関係です。

資料4-1が原子力防災のしおり、資料4-2はオフサイトセンターである北海道原子力防災センターのパンフレットとなっております。

参考ということで、内閣府からの資料として原子力災害対策指針の改正のポイントと、泊原子力規制事務所からの資料として当該事務所の業務についてとなっております。

資料の不足等はございますか。

それでは、本日の流れですけれども、今、説明しました資料に基づきまして情報共有させていただいた後、その他ということで、北海道電力から説明させていただきます。その資料につきましては、後ほど配付いたします。

それでは、これ以降の議事進行は、運営要領4の(2)に基づきまして、原子力安全対策課長が行うこととしますので、よろしく申し上げます。

2. 議 事

【前川課長】 それでは、議事に入らせていただきます。

まず、議題(1)です。

先ほど申しましたように、昨年9月に取りまとめられ、10月に国の原子力防災会議で了承されました泊地域の緊急時対応が、今月、12月21日に改定されましたので、その内容について、改定の取りまとめに当たった内閣府の藪本専門官からご説明をいただきます。よろしく願いいたします。

【内閣府(藪本専門官)】 内閣府の藪本です。

私からは、泊地域の緊急時対応の改定のポイントについて、資料1-1と資料1-2、資料1-3を用いて説明します。

資料の構成ですけれども、資料1-1が今回の改定のポイントになっております。資料1-2と資料1-3については、そもそもの緊急時対応ですけれども、資料1-2については、資料1-3の概要版という位置づけになっており、今回の改定のポイントを踏まえています。資料1-3については全体版で、これが本体資料になっていまして、これも資料1-1の改定のポイントを踏まえた内容になっております。これについては、先週、東京で開催された泊地域原子力防災協議会において、関係省庁、北海道庁、オブザーバーと

して関係町村、北海道電力に参加していただいで確認がなされております。

資料1-1を用いて説明をします。

まず、緊急時対応についてですけれども、先ほどご案内があったとおり、平成28年9月に協議会で取りまとめて、同年10月に内閣総理大臣出席の原子力防災会議で報告して承されています。その後、昨年11月及び今年2月に国の総合防災訓練を実施して、5月に報告書という形でまとめています。それらの教訓等を踏まえたり、あとは他の地域の協議会でもいろいろな事項が作成されましたので、これらをまとめて、今回、泊地域の緊急時対応の改定版ということで、12月21日に取りまとめたところでございます。

主な改定のポイントですけれども、資料1-1の1枚目にございますとおり、大きな点として4点、その他改善事項では丸が六つ書かれていますけれども、まず、改善事項の①として津波との複合災害時における防護措置の明確化で、これについては、昨年度の訓練では津波を想定した訓練を実施しました。それと、今年、津波の浸水想定を北海道が見直ししておりますので、それについて明確化を図ったところでございます。

裏面になりますけれども、改善①を実際の緊急時対応に入れているポンチ絵になります。当たり前のことを明確化したということでございます。

これは一つの例で、津波警報が施設敷地緊急事態、これは要避難者等が実際に避難するような段階でございますけれども、津波警報が解除された場合に、要避難者とか住民の方たちはどういうふうに動いていくかをフロー図にしたものでございます。基本的には、原子力災害と津波災害が同時に起こった場合は、まず、人命最優先ということで、津波の場合は高台に避難していただきます。一方で、原子力災害が起こった場合には、高台などの屋外にいたら今度は放射線防護の観点から問題となるので、なるべく屋内に入っていただきたい。具体的には、改善③の※印のところにあるとおり、例えば、堀株地区では高台や橋の上が避難所になっているのですが、堀株地区集会所がバス集合場所になりますので、津波の浸水が来ないルートを通っていただいで、一旦この集会所の中で屋内退避をしていただくという過程を具体的に明確化しました。これが改善①です。

改善②は、地震との複合災害が起こった場合にどうするかです。これは、昨年の熊本地震によって対応を明確化してほしいという要望がいろいろなところからございました。実際に地震が起こり、原子力災害が起こり、その後に余震が起こった際、余震で屋内退避をしていた施設が壊れた場合はどうするのか、これは当たり前ですけれども、地震によって壊れていない施設に移動したり、場合によっては原子力災害に関する避難先のあるUPZ外へ逃げていただくということを直接フロー図において明確化したものが改善②です。これは、ほかの地域、直近で言うと高浜とか大飯の協議会でもまとめていますけれども、それらの教訓を踏まえて泊地域においても明確化したのが②でございます。

改善事項③はバスの避難時における避難誘導の円滑化ですけれども、これは泊村と共和町において、具体的には施設敷地緊急事態で避難する人たちのバスの順路を明確化しています。泊村については二十数名、共和町については八十何名かいるのですけれども、バス

を効率的に回らせていただくように順路を明確化しております。

改善④については、避難状況把握・渋滞緩和対策の強化で、これはほかの地域であるのですが、ヘリテレ映像を実際にオフサイトセンターで映して、どこの道路が規制されていたり混んでいたりするのかがわかるように対策を講じたものでございます。

これが主な改善事項で、あとはその他の細かい改善事項ですが、資料1-1の表面です。

これは具体的に資料1-3の全体版に書いてありますが、概要だけ説明しますと、まず、UPZ内における福祉車両の確保については、実際の施設敷地緊急事態から全面緊急事態に至ったときに、避難者が逃げる際に何台の福祉車両がどこにあるかを整理したスライドを入れています。

2番目の緊急時モニタリング体制の強化ですけれども、測定ポイントは変わらないのですが、今まで可搬型を置こうとしていたものを常設したことにより、9基追加整備しております。

三つ目の原子力災害における医療体制の連携・強化については、具体的に北海道が原子力災害拠点病院を指定しています。具体的には、札幌医科大学附属病院や北海道大学病院を指定していますので、スライドを1枚入れて、どういう対応をするのか、フロー図として明確化しております。

四つ目の安定ヨウ素剤の配備等の充実化については、乳幼児向けのゼリーの備蓄や配布を明確化しております。

五つ目の放射線防護施設の整備については、今回新たに2カ所を追加整備することになっておりますので、これについて、ポンチ絵として入れております。具体的には、岩内町の保健センターや岩内協会病院について、新しく二つ追加することになっております。

最後に、原子力事業者による生活物資の支援体制の具体化で、これについては、放射線防護施設に屋内退避のため3日分を用意しておくことになっておりますけれども、北海道電力が必要物資について、追加で4日分を確保してくれることを具体的に追記して、今回の緊急時対応に反映しております。

簡単でございますが、以上でございます。

【前川課長】 ただいまご説明いただいた緊急時対応の改定につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

(「なし」と発言する者あり)

【前川課長】 それでは、議題(1)に関連しまして、前回、今年6月の連絡会議で「万一のUPZ外住民の避難に備えた安定ヨウ素剤の備蓄体制について」、内閣府の林田参事官補佐からご説明いただいたのですけれども、今回、その内容が資料1-3の111ページに「国による安定ヨウ素剤の確保体制」ということで位置づけられました。その具体の対応につきまして、林田参事官補佐からご説明をお願いいたします。

【内閣府(林田参事官補佐)】 内閣府の林田でございます。

今回は、私から、もう少し簡略化した図を用いて説明させていただきたいと思っております。

概要につきましては、この緊急時対応の111枚目にあるとおりでございます。丸剤でいえば今年度は130万丸の配備が済んでいます。来年度は残り70万丸を買って、200万丸に到達します。

ゼリー剤についても、今年度分の5万包については、既に納品が済んでいるという報告を受けているところでございます。

北海道ブロックに特化したものがこちらの図になるわけですが、全体の概要を説明するときには、必ずしも同じ絵にならない場合もありますので、私のほうで用意させてもらった資料でお話をさせていただきたいと思っております。

この緊急時対応の冊子の次にある1枚物（資料1—4）が資料でございます。

まず、国の備蓄の総数等については、先ほどの緊急時対応のスライドにあるとおりでございます。

では、いつスイッチが入るのかについては、全面緊急事態を想定しております。原子力災害対策特別措置法の第15条事象が起きたという報告があると、総理大臣が原子力緊急事態を宣言するわけですが、その段階で必要性の有無にかかわらず、担当ブロック、ここでいうと北海道の医薬品卸で、物は札幌にあるわけです。それを北海道庁に運ぶ必要はないので、ここでは「国の指示を受けて迅速に輸送ができる準備を始める。」と書かせていただいています。要するに、実際に配布を行う近くまで運んでもらうことが可能です。ただ、当然、どこに配らなければいけないのか、そもそも配らなければいけない区域が出てくるのかもわからない状態が全面緊急事態ですから、この段階では医薬品卸は動きません。ただ、動きがあるとしたら、他ブロックから安定ヨウ素剤が運び込まれてきます。そこについては、倉庫に収納して、いつでも運び出せるようにしておいてくださいねというのが担当ブロックの仕事になります。

では、全面緊急事態になったら、その他ブロックは何をしているのかというと、当然、この人たちも勝手に運び込んでくれるわけではありません。もう一つ、下に、国と書いてありますけれども、我々が「北海道ブロックの医薬品卸の倉庫に運んでください。」という指示を出します。その指示を受けて、わかりましたということで、仕様では「指定した期日以内に」という記載をしておりますが、受託者から隣接であればおおむね3日、隣接でなくても7日以内に運び込む予定です。それはやはり起きている災害によって多少は状況が動くと思っておりますので、そこには国が「指定した期日」と書かせていただいておりますが、3日から7日以内には国で備蓄している安定ヨウ素剤については、とりあえず北海道ブロックの倉庫に全て届く体制でございます。

では、いつ運び出すのかにつきましては、放射性プルームが放出されて避難指示区域がUPZの外に及んだ場合を想定しております。そこは安定ヨウ素剤を配らなければいけませんので、必要なものは国の備蓄から運びましようとなります。当然、どこがそういう地域になるのかはそのときにならないとわからないわけですから、そのときに初めて国から担当ブロックに、「どこそこまで運んでください。」という指示をするわけでございます。

基本的には、これは24時間以内にやってくださいというふうに、仕様の中でも書かせていただいていたと思います。国が指定した場所までは、1日以内に運んでください、担当ブロックが担当ブロック内の場所に行くものについては、24時間以内にやってくださいということになっております。

そのとき国は、一義的には当然配るために運んでいますが、配るのは誰かという自治体になります。配布してくださいという地域が特定されたら、そこで配布を行うのは自治体になります。当然、何かしら災害が起きているわけですから、人がいないとか輸送手段が調達できない等々あるかと思いますが、国は自治体が緊急配布を行う際に必要な支援を行います。これは、例えば、どうしてもお医者さんがいまして近隣県から来てもらったり、車両がない場合に自衛隊に依頼をするなどの支援をすることになります。

この先、もっと配布が必要な地域が広がりそうだという見込みがあった場合についてのことを書かせてもらっていますけれども、その場合には、ヨウ化カリウムの製造販売業者がありますから民間工場での全力生産を依頼します。それでもつくれる量は当然限りがありますから、何日以内にこれぐらいが必要だという見立てはある程度立つはずですので、それでも足りそうにないということであれば、日本の規格と似ているものを優先的に海外からの緊急輸入も手配しなければならぬと考えているところでございます。

決して動くことがないスキームであってほしいと考えておりますが、前回も申し上げましたが、福島事故のときのように物（安定ヨウ素剤）がないということは何としても回避しようということで、あらかじめ国として備蓄しておいて、北海道の場合ではこういうふうになりますというのがこの資料1-4の表面でございます。

オールジャパンで資料を1個つくった場合はどういう記載になるのかというと、裏面をご覧ください。

オールジャパンで一つの資料となると、多分、記載はこういうふうになります。これはなぜかと言いますと、例えば、中部ブロックは倉庫が名古屋にあります。施設の所在地を福井としますと、とりあえず福井県庁まで運んでくださいというオペレーションになります。とりあえず近くまで運ぶというオペレーションが入りますので、記載としては「1日以内に指定された場所に輸送する。」となります。

他のブロックから担当ブロックに安定ヨウ素剤が送られてくることについては同じです。要するに、名古屋で受け取ったら、とりあえず福井市まで持って行ってくださいという記載になります。国は、指定した場所まで輸送について指示をするという文面になります。

北海道の場合は「とりあえず持って行ってください」というところと「薬が置いてあるところ」がほぼ一致しているので、そういうオペレーションが発生しません。ですから、オールジャパンの資料ですとこういう記載になるのですけれども、北海道の場合では表面の黒字になります。そういうところを少し場合分けしてお示しさせていただいたところでは。

私からは以上になります。

【前川課長】 ただいまご説明いただいた内容につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

【前川課長】 それでは、次に、議題(2)平成29年度北海道原子力防災訓練について、現時点の案について、担当の相馬主査から説明させていただきます。

【事務局(相馬主査)】 北海道庁原子力安全対策課の相馬です。

平成29年度北海道原子力防災訓練についてご説明いたします。

資料につきましては、資料2-1、北海道原子力防災訓練について(案)と、資料番号は入っておりませんが、資料2-2としまして、北海道原子力防災訓練のリーフレットをお配りしております。

まず、こちらの資料2-2ですが、住民広報用のリーフレットでして、実動訓練の内容を中心に主な訓練項目や訓練の実施場所を記載した資料ですので、ご参考として下さい。

説明については、資料2-1の平成29年度北海道原子力防災訓練について(案)という資料でさせていただきます。

まず、1の訓練目的ですけれども、防災関係機関が協力して原子力防災対策を円滑に実施できるよう、関係機関の連携、防災業務関係者の防災技術の向上を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚や防災対策に関する理解促進を図るという目的で実施いたします。

主催については、昨年度は国との合同訓練という形で実施しましたが、今年度については、北海道及び13町村の主催という形で実施いたします。

実施の時期については、来年2月に2日に分けて実施いたします。

まず、1日目については、オフサイトセンターを中心とした情報収集、整理及び意思決定を中心とした意思決定訓練を2月5日月曜日に行います。

訓練2日目につきましては、住民避難を中心とした実動訓練を、2月8日木曜日に実施する予定です。

主な訓練内容ですけれども、4に記載のとおり、まず、1日目については、緊急事態応急対策拠点施設、オフサイトセンターですけれども、こちらの運営訓練ということで、国、道、町村等の要員が参集し、オフサイトセンターで指揮所の運営訓練を実施するほか、道や町村の災害対策本部の運営訓練等を予定しております。

2日目については、住民避難訓練や原子力災害医療活動訓練、緊急時環境放射線モニタリング訓練等を予定しており、まず、住民避難訓練については、住民の30キロメートル圏外への段階的な避難の実施ということで、今年度については、厳冬期におきましては初めて放射性物質の放出までを想定した訓練を行う予定です。

具体的には、PAZの泊村、共和町のほか、UPZの岩内町、寿都町、蘭越町で住民避難、住民の一時移転の訓練を行う予定です。

主な内容としては、複合災害を想定した避難ということで、今年度の訓練では暴風雪と

いう状況に加えまして、後志管内で地震が発生したという想定のもと、複合災害を想定した訓練を行う予定です。実動組織による住民避難の支援や家屋倒壊等に伴う避難所の開設、運営等の訓練を行います。そのほか、要配慮者や観光客の避難訓練を行います。観光客の避難で言いますと、外国人の観光客を想定しました観光客の避難に係る対応手順等の確認を、岩内町のホテルで実施する予定です。また、一時滞在場所設置運営の訓練や道路渋滞対策の訓練を行う予定です。そのほか、避難退域時検査や安定ヨウ素剤の緊急配布等の原子力災害医療活動訓練、モニタリング要員による緊急時環境放射線モニタリング訓練等を実施する予定です。

資料の裏面をご覧ください。

泊地域の緊急時対応の改定を踏まえたポイントということで、先ほど内閣府の藪本専門官からご説明いただきましたけれども、今年度、泊地域の緊急時対応が改定されました。こちらの改定に当たりましては、昨年の総合防災訓練の内容等を踏まえて改定した部分もありますので、今年度の訓練の中ではそのポイント等について確認します。

具体的には、資料の四角で囲った部分でございまして、地震により自宅で屋内退避が困難となった場合を想定した公共施設での屋内退避、P A Z内のバス集合場所の開設時に施設内にレイアウト図を掲示し、住民へのわかりやすい案内表示・避難誘導、P A Z内の避難行動要支援者が避難する際にバス集合場所をバスが巡回する順路の確認、道路の渋滞状況を把握し、迂回路を設定するなど、迅速かつ円滑な避難誘導を実施するため、ヘリテレ伝送システムを用いて災害情報の収集、原子力災害拠点病院と原子力災害医療協力機関等が連携した原子力災害医療訓練などを予定しております。

訓練についての説明は以上です。

【前川課長】 ただいま説明した内容について、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

【前川課長】 原子力防災訓練につきましては、共通認識を持って取り組んでいくことが重要と考えております。

また、訓練の具体的内容につきましては、今後も関係機関と個別に調整させていただくことになるとお思いますので、来年2月の訓練実施に向け、引き続き、皆様、ご協力をお願いいたします。

それでは、次に、議題(3)です。

住民の避難を迅速かつ円滑に進めるためには、日ごろから関係する自治体間の連携が重要であります。本日は、避難先自治体との連携についてと題して、共和町の小石川課長から共和町の取り組みについてご報告をよろしくお願いたします。

【共和町(小石川課長)】 共和町企画振興課長の小石川と申します。

日ごろから関係機関の皆様には大変お世話になっております。

私からは、ことし初めて行った本町の避難先自治体であります洞爺湖町と壮瞥町との連

携会議を説明差し上げたいと思います。

1枚物の資料3をご覧くださいと思います。

こちらに記載のとおり、1の趣旨につきましては、原子力災害時における共和町住民の避難先であります胆振管内の洞爺湖町、壮瞥町との原子力防災対策の円滑な連携強化に資するため、本町における原子力防災計画や避難時の手順等について情報共有、意見交換をして、今後行われる北海道原子力防災訓練等の情報交換などを目的として携会議を開催したところでございます。

日時につきましては、本年10月31日、時間につきましては、15時から17時30分まで、2時間半にわたって情報交換いたしております。

場所につきましては、本町の避難先施設として協定を締結しておりますカラカミ観光株式会社の洞爺サンパレスリゾート&スパで行っております。

出席機関につきましては、本町のほか、洞爺湖町、壮瞥町、また、北海道から原子力安全対策課、後志総合振興局、胆振総合振興局にも出席いただきました。

会議の概要ですが、まず、(1)としまして、共和町に係る原子力防災対策について、原子力災害時における住民避難支援に関する協定のほか、本町の原子力防護対策、また、原子力災害時における住民避難について説明いたしまして、避難先自治体であります洞爺湖町、壮瞥町において、対応すべき事項や疑問点などについて情報交換を行いました。

また、(2)平成29年度の原子力防災訓練につきましては、先ほどの資料に基づきまして、北海道庁から情報提供を行ったところでございます。

以上が携会議の概要でございますけれども、なぜこのような会議を開催したかと申しますと、本町は避難先として胆振総合振興局管内様にお世話になるのですが、同じ管内であれば日ごろの会議や業務においても何かと顔を合わせる機会が多いのですが、振興局を越えるとどうしても日常の連絡が遠くなります。このため、私ども共和町では、例年、春先の人事異動等が落ちついたころのできるだけ早い段階で避難先自治体を訪問させていただきまして、防災担当者と顔合わせさせていただいているところでございます。

本町では、平成25年秋に避難先自治体であります洞爺湖町、また、壮瞥町のほか、洞爺湖の温泉組合などと住民避難に関する協定を締結させていただいたところでありまして、以降、毎年、実際に住民参加のもと、避難訓練を実施しております。

原子力防災訓練の実施に当たりましては、本町と避難先の自治体で連絡を密にしながら業務を進めているところですが、訓練を繰り返し実施するにつれて、どうしても原子力防災訓練のときの情報共有だけでは原子力防災全般の情報に不足が生じていることを感じまして、改めて時間をとってテーブルにつきまして、防災業務について情報交換を行ったところです。ふだんの業務ですと電話やメールによるやりとりではありますが、防災業務は実際に顔を見て人を知ることが重要な要素の一つであると認識しております。

我々原子力発電所を抱える町村にとりましては、長い期間、原子力防災業務に携わってきたところでありますが、避難先の方々にとりましては新しい分野での業務ではないかと

思っております。私どもからのさらなる丁寧な情報共有が必要なことを感じましたし、あわせて、洞爺湖町エリアの自治体におかれましては、実際に火山の噴火により被災された地域でございますので、その際のリアルな経験談などは私どもにとりましては逆に大変勉強になる情報交換となりました。

今後におきましても、年に1回、原子力防災業務の情報交換など、貴重な場として会議を継続して実施してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

私からの説明は以上です。

【前川課長】 連携会議に参加されております洞爺湖町、壮瞥町から、一言、それぞれご感想をいただければと思います。

【洞爺湖町（仙波主幹）】 洞爺湖町の企画防災課の仙波と申します。よろしく願いします。

共和町の小石川課長には、先ほどお話があったように、節目節目でわざわざ遠いところを私どものまちに来てご挨拶いただいて、平時からある程度顔の見える関係を構築してきたところではあったのですが、ことし初めてとなる避難元と受け入れ先自治体における連携会議を開催いたしました。我々も、原子力防災については、連絡会議においてある程度は聞いていたのですが、本当に突っ込んだところは大きな会議では聞くことができないので、直接ああいった形の連携会議を開いていただいて、避難体制や避難がどういった形で実施されるのか、あるいは、放射線の測定や除染はどこでやるのか、我々もわからない部分を深く聞くことができ、すごく参考になりました。

我々は有珠山を抱えて、それに係る防災対策は日ごろからやっているのわかっているつもりですが、原子力災害はなかなかなじみがないものですから、ああいった会議を開いていただくことによってよりよく知って、また、避難されてくる方を受け入れる際のある程度の心の準備といいますか、今はこういう状態になっているからこの人たちが来る、1週間後にはあそこの地区の人が来るということで、受け入れる側としても原子力災害に対してもっと深く理解する必要があるということで、大変有意義な会議であったと思います。

今後も、継続的にこういった会議を開催していけたらなと思っておりますので、北海道をはじめ、その他関係団体にもご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

【壮瞥町（作田課長）】 壮瞥町総務課長の作田と申します。よろしく願いいたします。

ほとんど洞爺湖町の仙波さんから言われたことですが、まず、うちの地域として1市3町で有珠山火山防災に対して行っています。そして、常に心がけているのが日ごろ顔の見える関係が一番で、今、1市2町が来ていますけれども、常に顔の見える関係で、何かのたびに顔を合わせるような形で連携がとれるような体制です。ことしは、1市3町で全体の防災訓練もやりましたし、そういうことを継続してやっていくのが必要だという認識もあったところに共和町から協議をさせていただきたいとお話をいただきました。

その中で、やはり平常時も顔の見える関係と言いながら、お電話ではお話をしても、ひざを交えて話ができる機会というのは大変少ない状況と、また、私たちが抱えている火山防災と原子力防災は違った観点なものですから、私どもではわからない部分があります。ただ、当町も洞爺湖町も実際に噴火災害で避難された方を出しておりました、避難をさせて住民を移動させてどこに住ませるかという面では私どもは経験しておりますので、仮に共和町からの避難住民を洞爺湖町と壮瞥町で受け入れた場合に、どういった観点で避難させたらいいとか、その辺は経験則に基づいてお話しさせていただいて、いろいろな面で今後よりよい関係を築いていければなと思っております。

また、後志総合振興局、胆振総合振興局、北海道庁の原子力安全対策課の方々にもいらしていただいて、その辺はまた逆に私どももなかなかお会いする機会がない方々とも交流することができて、大変有意義な会議を開いていただいたとっております。また今後とも、その点について、いろいろな面で、私ども受け入れる側として努力させていただきたいと思っておりますし、連携という名のもとにいろいろな面で教えを請えればなと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

【前川課長】 それでは、ただいま小石川課長から避難先自治体との連携についてということで説明をいただきましたが、この内容に関しましてご質問等はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

【前川課長】 原子力防災訓練だけですと、どうしても時間的な制約がありますことから、事故発生から放射性物質の放出までの時間を短縮して実施しておりますので、すぐに住民避難が行われるというイメージがあるかと思っております。例えば、OIL2を超える区域ですと、国の指針では1週間以内に一時移転を行うこととなります。住民の方々が一斉に避難するということではなく、地域が特定されますので、対象となる住民の方々に計画的に避難退域時検査を受けていただき、汚染がないことを確認した上で受入対応していただくことになるかと思っております。そうした時間を確保できることも、こうした連携会議の中で理解を深めていただければいいのかなと思っておりますので、今後ともよろしく願いしたいと思います。

それでは、議題（4）でございます。

原子力防災に関して、道が作成しています広報資料につきまして、担当の齊藤主査、柴谷主査から続けてご説明させていただきます。

【事務局（齊藤主査）】 北海道原子力安全対策課の齊藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

資料につきましては、資料4-1をご覧ください。

こちらは「原子力防災のしおり」です。北海道で原子力防災の内容につきまして、基本的な部分からなるべく必要な情報をコンパクトにまとめて、住民の方への広報の資料として作成しているものでございます。

今回は、最近の原子力災害対策指針の改正をはじめとした情報のアップデートをするよ

うな形、また、放射線の基礎知識等を含めまして内容の充実を図ったものでございます。

こちらにつきましては、原子力安全対策課のホームページに本日より掲載することとしておりますので、各市町村の皆様におかれましては、原子力防災に係る住民広報にご活用いただけますと幸いです。

簡単ではございますけれども、私からは以上でございます。

【事務局（柴谷主査）】 北海道庁原子力安全対策課の柴谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

原子力防災に係る広報につきまして、私からは緊急事態応急対策等拠点施設、いわゆるオフサイトセンターとして北海道が設置しております北海道原子力防災センターのパンフレットの改定につきまして御紹介させていただきます。

資料といたしまして、改訂後の北海道原子力防災センターのパンフレットが表紙を含めて8ページからなるカラー版の冊子でございますが、そちらをご覧ください。

1枚めくっていただきまして、1ページ目の下に、北海道原子力防災センターの経緯を記載しております。

御案内のとおり、現在の北海道原子力防災センターにつきましては、福島第一原子力発電所の事故を踏まえた関係法令の改正により、これまで泊発電所から約2キロメートルの位置に所在しましたものを約10キロメートル離れた現在地へと、平成27年に移転整備したものでございます。

北海道原子力防災センターパンフレットにつきましても、その際に新たに作成、発行いたしましたけれども、今、移転整備から約2年を経まして、記載された情報に時点修正を行う必要性が生じたことから、このたび改定を行った次第でございます。

具体的には、本年7月の原子力規制庁の組織改編を踏まえた職名の変更などがございますが、主に時点修正ということで、内容や構成が大きく変わったものではございません。

なお、この改定後のパンフレットにつきましては、これまで同様、今後、データを当該のホームページにも掲載いたしますので、引き続き、原子力防災に係る研修や視察等に御活用いただきたいと思いますと考えております。

私からは以上でございます。

【前川課長】 「原子力防災のしおり」やオフサイトセンターのパンフレットについては、今後、道のホームページにも掲載させていただきますので、ご活用いただければと思います。

ただいまご説明した資料について、何かご質問等はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

【前川課長】 それでは、議題（5）その他でございます。

参考として配付しております資料についてご説明させていただきます。

まず、本年7月に原子力災害対策指針が改正されておりますので、その改正の内容について、内閣府の藪本専門官からご説明をお願いいたします。

【内閣府（藪本専門官）】 内閣府の藪本です。

資料については2枚ございまして、右肩に参考と書いてある原子力災害対策指針の改正のポイントと、その裏面にEALの施行前の一覧表と、2枚目に施行後の一覧表がございます。

この原子力災害対策指針は、所管が原子力規制委員会ですけれども、担当の部署にかわって、国を代表して内閣府の藪本から説明します。

そもそも原子力災害対策指針は、福島第一原子力発電所事故を契機に設置された原子力規制委員会が作成するというふうに原災法（原子力災害対策特別措置法の略称）が改正されております。

地域の防災計画ですけれども、福島第一原子力発電所事故以降、原災法と災対法（災害対策基本法の略称）をそれぞれ改正していて、地域の防災計画をつくるに当たっては防災基本計画と原子力災害対策指針を踏まえて防災計画をつくらなければいけないというふうに法律上も変わっております。

この原子力災害対策指針ですが、最初につくったものは、とりあえずPAZやUPZの重点区域を中心につくっていて、その後、何回か改正しております。直近では、原子力規制委員会が平成29年7月5日に改正しておりますけれども、これは何で改正したかというところ、平成28年11月に泊の総合防災訓練がございまして、これを契機に原災法の第10条、第15条の基準が早期に発動される可能性があるという指摘がありました。原子力規制委員会が作成している当時のEALの基準というのは、新規基準の前に作成されたEALの基準だったので、福島の例のように、住民避難に直結していろいろな問題を起こさないためにも、適切に判断する必要があるもので、この指摘をもとにEALの基準を見直しております。

具体的には、施設敷地緊急事態など、EALの発動によって防護措置が実施段階に移ることによって、避難を実施する要配慮者に負担を強いることが問題になっておりました。このEALの発動の最適化を図る必要があることから改正しております。

原子力規制委員会では、平成28年以降ずっと議論していて、このEALの問題について整理しております。それが施行前と施行後でどう変わったか2枚物であらわしております。その結果、具体的に申し上げますと、非常用炉心冷却装置、ECCSと言われるものですが、これの作動要求があったら発電用原子炉では施設敷地緊急事態になっていましたが、これの作動が失敗したらということで見直しております。これによって、SE（施設敷地緊急事態）が発動される時期の適正化を図れるということで改正しております。

このEALの見直しによって、7月5日に原子力規制委員会で指針を改正していて、それに伴って関係法令である原災法の下にある通報規則、事業者が第10条のこの事象になったら国や関係自治体に通報する基準や、第15条の全面緊急事態に該当する基準である通報規則を見直したり、事業者が作成する原子力事業者防災業務計画の中でもこの具体的なEALを設定したりしております。

これらについては、1枚目にある発電用原子炉施設について直しております。

その他発電用原子炉施設以外のいわゆるサイクル施設ですけれども、これについては、今までEALを作成していなかったもので、これも実用炉を参考に今回あわせて新規作成しております。

最後に、全原子力施設共通として、これは皆様にも関係あることですが、警戒事態を判断するEALについて、今までは立地道府県で震度6弱以上だったのを所在市町村で震度6弱以上の発生に変更しております。今までは遠くで地震が発生して原発に被害が少なかった、具体的には東海地域（茨城県）で昨年末に起こった地震で、遠くで起こったので、実は東海村ではそんなに揺れていなかったということがありました。

これらについて改正したのが今回の指針の内容でございます。

簡単ですけれども、以上でございます。

【前川課長】 ただいまご説明いただいた内容について、ご質問等はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

【前川課長】 発電所の状況を踏まえた防護措置の基準となる、EALが変わる、見直されたということでございます。今後は、道の防災計画にもこの改正を反映していく予定でございます。

それでは、続きまして、原子力規制事務所の業務についてです。

ことし7月にモニタリング対策官事務所が規制事務所に統合されるなど変更がございましたので、道から改めて規制事務所の体制、業務について、ご説明をお願いしたものでございます。

それでは、泊原子力規制事務所の前田原子力防災専門官、よろしくお願いたします。

【泊原子力規制事務所（前田原子力防災専門官）】 泊原子力規制事務所の前田です。どうぞよろしくお願いたします。

ただいま前川課長からご紹介いただきましたとおり、本年7月1日に原子力規制庁につきましては組織改編が行われまして、泊原子力規制事務所においても、職員構成が変更になりました。本日は、この内容も含めまして泊原子力規制事務所の業務について紹介させていただきたいと思っております。

それでは、まず、資料ですけれども、参考資料の1枚物ですが、上段に泊原子力規制事務所の業務についてと記載された資料になります。ご覧ください。

順を追って説明させていただきます。

1番目の所在地等です。

事務所は、岩内郡共和町南幌似にあります北海道原子力防災センターの1階に構えております。共和町役場の道路向かいの丘に西村計雄記念美術館がございますが、その隣に北海道原子力防災センターが所在します。胆振管内や石狩管内の自治体の方々はなじみがないかと思っておりますので、機会がありましたらぜひ足を運んでいただきたいと思っております。ご案

内をさせていただきたいと思います。

連絡先につきましては、表記のとおりになりますので、ご確認ください。

また、URLを記載しておりますので、後ほど時間がございましたらご確認いただきたいと思います。これは規制庁ホームページの原子力規制事務所の中に掲載されております。また、全国の規制事務所の所在状況なども閲覧することができますので、ご参考にさせていただきたいと思います。

次に、2番目の職員構成等に参ります。

(1)ですけれども、職員は所長以下5名になります。その内訳は、所長、副所長及び所員3名の計5名になります。

業務内容につきましては、それぞれ所長、副所長、職員の右隣に記載されている業務が主担当業務となりまして、括弧内に記載されているものは併任された業務となっております。

また、所員の中ほどのところに上席放射線防災専門官と記載された箇所があります。これは平成28年4月2日に泊規制事務所内に北海道地方放射線モニタリング対策官事務所を開所し、モニタリング対策官として配置されておりましたが、本年7月1日付をもちまして泊規制事務所に統合されて、職名も上席放射線防災専門官に変更されました。

次に、(2)番目です。

勤務体制ですが、平日は事務所に所長、副所長、そして、上席放射線防災専門官が勤務しております。そのほか2名の運転検査官につきましては、北海道電力株式会社泊発電所の構内にあります原子力運転検査官室にて勤務しております。

次に、(3)番目になりますが、緊急事態に備えた体制になります。

体制につきましては、土曜日・日曜日・休日の昼間におきまして、所長または副所長のうち1名が速やかに事務所に到着できる体制を確保しております。また、夜間におきましては、所長または副所長のうち1名が速やかに到着できる体制のほかに、事務所職員1名が防災携帯電話で連絡可能な場所におきまして、30分を目安に事務所に到着できる体制を確保しております。

次に、4番目の役割です。

(1)平時の主な業務について紹介させていただきます。

アの原子力運転検査官を説明させていただきます。

これは平成11年9月30日に東海村で発生しました株式会社JCOウラン加工工場における臨界事故の教訓などから、国では原子炉等規制法の一部改正を行いまして、加工事業に対する定期検査制度の追加、原子力事業者が守るべき保安規定の遵守状況、検査制度、平成29年7月1日に名称が変わりまして今は原子力運転検査官でございますが、原子力保安検査官の新たな任命などが定められました。国は、全国の原子力施設所在地に原子力規制事務所を設置し、原子力運転検査官を常駐させております。

原子力運転検査官の平常時の業務につきましては、その下の黒丸になります。

内容としましては、主として原子炉等規制法に基づき、原子炉施設等の保安規定の遵守状況について、保安検査を実施いたします。これは年4回実施しますが、1回につきまして2週間の期間を実施します。また、原子力施設に対しまして、保安規定の遵守状況を調査するため、運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視及び定例試験の立会等の業務をいたします。

続きまして、裏面をご覧ください。

イの原子力防災専門官になります。

これは主として私の仕事になりますが、先ほど説明しましたとおり、平成11年9月に東海村で発生しましたウラン加工工場における臨界事故を教訓にしまして、原子炉等規制法の一部改正、そのほかに原子力災害対策特別措置法が制定されました。この法律によりまして、原子力防災専門官が設置されて緊急事態応急対策拠点、いわゆるオフサイトセンターに配置されるようになりました。

原子力防災専門官の平常時の業務としましては以下の黒丸四つとなっております。

主としまして、原子力事業者防災業務計画の作成、その他原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に関する指導・助言など、また、オフサイトセンターにおける防災資機材の整備、そして、原子力防災計画策定等に対する関係自治体への指導・助言、最後に、原子力防災訓練の企画調整と実施などを行います。

続きまして、その下のウの上席放射線防災専門官です。

今までは、地方放射線モニタリング対策官として原子力施設周辺等の環境放射線モニタリングの実施に関する専門的事項等につきまして、関係機関、関係自治体と連絡調整を行ってまいりました。そして、本年7月1日に行われました規制庁の組織改編により、地方放射線モニタリング対策官事務所が原子力規制事務所と統合いたしまして、地方放射線モニタリング対策官は廃止され、新たに上席放射線防災専門官が配置されました。

この上席放射線防災専門官の平常時における業務としましては、環境放射線モニタリングに関する自治体等との連絡調整に加えて、以下の黒丸三つの業務を行います。

主としまして、原子力事業者防災業務計画の作成または修正に関し、環境放射線モニタリングに係る指導及び助言、そして、原子力災害対策特別措置法の規定に基づきます原子力事業者の放射線測定設備に関する検査、また、原子力事業者の放射線測定設備の設置、維持、改善の状況の確認などを行います。

最後になりますが、緊急時の主な業務について紹介させていただきます。

まず、原子力運転検査官です。

原子力事業者から緊急事態に係る通報を受けた場合、原子力事業所の緊急時対策所に移動しまして現場確認を行い、原子炉施設の状態、現場の状況及び原子炉設置者の対応状況等に関し、規制庁事故対処室に報告するようになっております。

なお、これは報告した後も緊急時対策所に詰めて情報収集に当たる業務を実施します。

続きまして、原子力防災専門官です。

原子力事業者から緊急事態に係る通報を受けた場合、緊急事態応急対策拠点、オフサイトセンターを立ち上げます。また、オフサイトセンター参集要員の参集要請、そして、原子力事業者や関係機関の対応状況に関する情報の集約及び関係自治体等への説明、助言などを行います。また、東京から参集する内閣府副大臣をはじめとする現地事故対策連絡会議要員がそろい、現地の体制が確立するまでの間、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部長の代行として勤務をします。

最後に、上席放射線防災専門官です。

これは原子力事業者から緊急事態に係る特定事象の通報を受けた場合、オフサイトセンター内の緊急時モニタリングセンター、いわゆるEMCと呼ばれている部署の立ち上げ及び北海道原子力環境センター等と協力しまして緊急時モニタリング活動の統率、企画調整等を行います。

以上、簡単ではございますが、これで泊原子力規制事務所の業務の紹介を終了させていただきます。

【前川課長】 ただいまご説明いただいた内容につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

【前川課長】 北海道は昭和61年4月に共和町に原子力環境センターを設置しております。周辺環境のモニタリング、環境放射線の状況を常時測定し、原子力環境センターのホームページでも公表しております。国では、規制事務所を現地オフサイトセンター内に設けまして、平常時から発電所の中に立ち入り、常に運転状況を把握いただいております。また、緊急時に備えてすぐ活動できるような体制を整えております。

こういう国の事務所が現地にあることも皆さんにご理解いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

配付させていただいた資料の説明は以上となりますが、ここで、来年2月の通信連絡訓練につきまして、担当の齊藤主査から事務連絡がございます。

【事務局(齊藤主査)】 通信連絡訓練につきまして、1点ご連絡させていただきたいと思っております。

通信連絡訓練につきましては、PAZ、UPZの町村におかれましては、毎月1回定例で行っているところでございますが年に2回、2月と8月に避難先等の市町村を含めました拡大版の通信訓練を行っているところでございます。

今年度につきましては、2月に原子力防災訓練を実施することとしておりますので、2月の通信訓練は、2月5日の訓練の中で行いたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【前川課長】 2月の通信連絡訓練は、2月5日の原子力防災訓練にあわせて実施するというところでございます。

何かご質問等はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

【前川課長】 なければ、ここで、説明者の席の交代をしますので、5分ほど休憩とさせていただきます。

休憩後は、これからお配りする資料に基づいて、北海道電力から説明を受けたいと思います。再開時間は、私の時計で14時50分とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

[休 憩]

【前川課長】 会議を再開させていただきます。

これからは北海道電力から泊発電所に関する取り組みなどについてご説明をいただきます。

配付資料は、クリップ止めをされておりますけれども、資料1から資料5までございます。資料ごとに説明をいただいて、質問をお受けする形で進めてまいりたいと思います。

それでは、北海道電力から資料1の説明をお願いいたします。

【北海道電力（江端部長）】 北海道電力総務部立地室で原子力担当部長をしております江端と申します。

皆様には、日ごろより弊社事業に対してご理解、ご協力をいただいておりますことを感謝申し上げます。

また、本日は、このように説明の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、まず、弊社の出席者を紹介させていただきます。

こちらから順になりますけれども、まず、原子力部原子力業務グループリーダーの小林でございます。

同じく、担当課長の小野寺でございます。

次に、土木部原子力土木グループリーダーの氏家でございます。

総務部立地室総括担当部長の玉木でございます。

それでは、説明に移らせていただきます。

まず、お配りした資料1の「泊発電所原子力事業者防災業務計画」の修正についてをご覧ください。

この事業者防災業務計画ですけれども、泊発電所における原子力災害の予防対策や災害の拡大などを防止するために必要な業務を定めたものでありまして、原災法に基づき毎年検討を加えまして所要の修正を行い、原子力規制委員会等へ届け出ることになっているものでございます。

今年は3月に1度、修正の届け出を行いました。先ほどお話がありましたとおり、7月に原子力規制委員会にて原子力災害対策指針の改正がなされたことを踏まえまして、10月に再度改正いたしましたので、その概要をご説明させていただきます。

資料をめくって裏面をご覧ください。

主な修正内容であります。

まず、1点目は、EALの改正に伴う修正でございます。先ほどご説明のと通りの修正が行われておりまして、今回、この内容を事業者防災業務計画にも反映いたしております。

次に、修正の2点目ですけれども、こちらは通報等様式の修正で、当社から関係機関へファクスで送付する通報様式の変更であります。国の規定が改正されたことを受けまして、記載内容を修正するとともに、これまで全面緊急事態に該当する事象の発生をお知らせする際に使用していた第15条報告という様式があったのですけれども、この様式を削除し、第10条通報に一本化しております。

次に、修正の3点目でありますけれども、こちらは今年5月に北海道地域防災計画の変更を踏まえた修正になります。緊急時モニタリング班の名称や職務内容の反映、また、北海道へ貸与する資機材の数量変更などを反映いたしております。

その他といたしまして、通報連絡先名称の修正や資機材の追加による修正なども実施しております。

簡単ですが、資料1の説明は以上でございます。

【前川課長】 ただいまの説明に関し、ご質問等はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

【前川課長】 事業者防災業務計画ということで、予防対策も含め泊発電所に事故が発生したときに事業者としてどういう対応をとるかが取りまとめられている計画でございます。

また、北海道電力のホームページでも、この業務計画については確認いただけますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料2をよろしく願いいたします。

【北海道電力(江端部長)】 それでは、続きまして、資料2でございます。

原子力規制委員会への原子力防災訓練実施結果の報告についてでございます。

当社がこの1年間に実施した原子力防災訓練について、先日、原子力規制委員会へその実施結果を報告いたしておりますので、概要を簡単に紹介させていただきます。

まず、資料2の下に※2とありますけれども、総合訓練、要素訓練、訓練には大きくこの二つがございます。

まず、要素訓練は、代替給電訓練や代替給水訓練など手順を習熟するため個別に実施する訓練であります。この1年間で合計1,400回ほど実施しております。詳細は添付資料3が真ん中ぐらいにございます。ここに概要をまとめておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、総合訓練でありますけれども、これは今述べた要素訓練を組み合わせて実施する総合的な訓練になります。泊発電所と本店との情報連携の実施も含めまして、今年は8月に実施しております。

恐れ入りますが、次のページの添付資料1をご覧いただければと思います。

今年8月の総合訓練では、この1ページ目の3に記載しておりますけれども、休日日中の当番体制のもとで1号機から3号機の全てが発災、トラブルが発生いたしまして、全交流電源喪失や1次冷却材の喪失などによって、全面緊急事態に進展していくような災害を想定した訓練を実施したところでございます。

訓練の内容や評価、また、今後に向けた改善点などについては、以降の資料に記載のとおりであります。私どもとして、本店と発電所との間の情報共有の方法などを中心に改善点を確認しているところでございます。

当社では、このような防災訓練を繰り返し行いまして、抽出した課題への対策を着実に実施していくことで原子力防災体制及び緊急時の対応について継続的に改善してまいりたいと考えております。

資料2の説明は以上でございます。

【前川課長】 ただいまの説明に関してご質問等はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

【前川課長】 発電所内の発災時に備え実際に機器を使って訓練を実施しているということとあります。

それでは、資料3についてご説明をお願いいたします。

【北海道電力(江端部長)】 A3判の資料3、「泊発電所の再稼働に向けた取り組み状況をお知らせいたします」という資料についてご説明させていただきます。

前回6月の連絡会議におきましても、同様の資料で審査状況についてご説明させていただきましたが、その後の原子力規制委員会の審査会合の内容などを更新したものとなります。

審査における主な課題といたしまして、四つほどご説明させていただきますが、まず、一番最初は、左側の発電所敷地内断層の活動性評価からご説明させていただきます。

少し専門的な内容になりますので、下のイメージ図をもとに簡潔にご説明させていただきます。

泊発電所の敷地には、下から二つ目、薄茶色の約33万年前より古い時代に堆積した地層に断層を確認しております。審査においては、この断層が後期更新世というのですが、約12万年から13万年前よりも新しい年代には活動が認められず、発電設備の耐震設計を行う上で考慮すべき断層ではないことを説明する必要があります。

当社におきましては、下から3番目の赤色でくくっております緑色の地層を約33万年前の地層と評価しておりまして、この地層は断層による変異や変形が見られないことから後期更新世、先ほど申し上げました12から13万年前よりも新しい時代の活動は認められないと評価しているところであります。この赤色でくくった緑色の地層が約33万年前の地層である信頼性を高めるために、今、各種調査を実施した上で、今月8日の審査会合におきましては、火山灰の調査結果や敷地周辺の地層との比較などに基づきまして、現時点における評価結果の説明を行ったところでございます。

これに対しまして、規制委員会からは、この緑色の地層の年代評価に関する根拠の充実や調査分析精度を高めることというコメントを受けているところでもあります。当社は、追加の検討やデータ整理などを行いまして、残りの調査結果も含めて、できるだけ早く取りまとめまして、審査会合で説明していくこととしているところでございます。

続きまして、真ん中の積丹半島北西沖に仮定した活断層による地震動評価についてであります。

こちらは積丹半島の西岸の海岸地形が地震性隆起によるものかどうかが論点になっていたわけでありまして、当社では本州で地震性隆起が明らかな地点と積丹半島西岸との相違点などを示すデータの拡充を図り、今年3月の審査会合で説明をいたしたところでもありますけれども、規制委員会からは地震性隆起であることを否定するのは難しいというコメントを受けたところでもあります。

このため、泊発電所の安全性をより一層高めるという観点からさらに検討を行いまして、今年7月の審査会合では、積丹半島の北西沖に活断層を仮定して地震動評価を行うことなどについて説明を行ったところでございます。

これに対しまして、規制委員会からは、地質に関する評価についてはおおむね妥当な検討がなされているという考え方が示されたところでもありますけれども、一方、地震動評価における断層の方向などについて、より安全側の評価となるように検討することなどのコメントも受けているところでございます。

当社では、仮定した活断層による地震動をより安全側に評価することなどについて、今、検討を行っているところでありまして、今後、審査会合などで説明していきたいと考えております。

次に、右側上ですけれども、地震による防潮堤地盤の液状化の影響評価についてであります。

現在は、地震による地盤の液状化評価に関して追加の地質調査結果の分析評価や、液状化による被害事例に関する文献整理などを実施しているところでもあります。

また、泊発電所の安全性をより一層高める観点から岩着支持構造という堅固な岩盤の上に構造物を支持させる形式のことでありますけれども、この構造による防潮壁に設計変更することとしておりまして、今後、地震津波に対する健全性の評価を説明してまいりたいと考えております。

最後に、右下、津波により防波堤が損傷した場合の発電所設備への影響についてであります。

こちらは、今後、防波堤がどれだけ移動するか、どれだけ沈下するかの解析結果や水利模型実験をやっているのですけれども、この水利模型実験の結果から、発電所設備には影響を及ぼさないことなどについて、審査会合の場で説明してまいりたいと考えております。

当社といたしましては、引き続き総力を挙げて審査対応に取り組んでまいりたいと考え

ているところであります。

資料3の説明は以上でございます。

【前川課長】 ただいま泊発電所の審査状況についてご説明いただきましたけれども、ご質問等はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

【前川課長】 それでは、最後に資料4と資料5はコミュニケーション活動ということで、一緒にご説明願えればと思います。

【北海道電力(江端部長)】 最後に理解活動の取り組み状況ということで、資料4と資料5に基づき説明させていただきます。

まず、資料4をご覧ください。

今年6月から7月にかけて、後志管内の20市町村において、「ほくでんエネルギーキャラバン」を開催いたしました。

このイベントでは、エネルギーミックスの必要性、また、再生可能エネルギーの導入状況、泊発電所の安全対策など、エネルギーに関するさまざまな情報をお伝えするためのパネル展示や、お客様が楽しみながら電気の仕組みを学べる体験機材コーナーといったもののほか、説明を行った後にご質問にお答えする説明・ご質問コーナーを設けて開催したところであります。

ご来場いただいた方からは、道内の電源構成はどうなっているのか、原子力ではなく再生可能エネルギーの導入促進を図るべき、泊発電所の防潮堤、防波堤の検討状況はどうなのかというような、多数のご質問、ご意見を頂戴したところでございます。

続きまして、資料5であります。

こちらは、現在、後志地域におけるコミュニケーション活動として、「ほくでんエネルギーブース」というものを開催しているところであります。先月11月中旬から、順次、開催しておりまして、会場も商業施設や公民館など、できるだけ多くの方に集まっていた場所、時間帯となるように工夫して開催しているところであります。

会場におきましては、同じくエネルギーに関するさまざまなパネルを展示したり、また、皆様からのご質問にお答えするなどのほか、電気料金に関するご相談なども承っているとあります。

いずれにいたしましても、当社としては、今後もさまざまな機会を捉えまして皆様への情報提供に努めてまいりたいと考えているところであります。

資料の説明は以上でございます。

【前川課長】 ただいま、資料4、資料5についてご説明いただきましたけれども、これらに関しまして何かご質問等はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

【前川課長】 泊発電所に関しましては、現在、原子力規制委員会において審査中でございますけれども、北海道電力におきましては、規制委員会の審査に真摯に対応していただ

くとともに、新規制基準への適合はもとより、自主的な安全性向上に向けて、引き続き、ご努力いただきたい、取り組んでいただきたいと考えております。

また、事業者の責務としまして、地域の方々などに泊発電所の安全対策などに関する情報の提供を、難しい専門用語が多い原子力の分野でございますので、わかりやすく丁寧な説明を引き続き行っていただきたいと思っております。

北海道電力さん、よろしくお願いいたします。

会議は以上でございますけれども、最後に全体を通して何かございましたらご発言をお願いしたいと思います。

(「なし」と発言する者あり)

3. 閉 会

【前川課長】 特になければ、以上をもって本日の会議を終了させていただきたいと思っております。

最後に、改めまして来年2月に道として初めて冬場にUPZの一時移転も含めた大規模な訓練を予定しておりますので、今後も関係市町村の方々と連絡をとらせていただいて、いろいろな場面で調整を進めてまいりたいと思っておりますので、引き続きご協力をお願いしたいと思います。

それでは、本日の原子力防災に関する連絡会議を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございました。

以 上